

歌志内市地域づくり活動支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域団体及び地域住民等が取り組む地域づくり活動（以下「地域づくり活動」という。）の推進を目的として、当該活動を提案し、事業実施する団体に対し、予算の範囲内で交付する歌志内市地域づくり活動支援事業補助金（以下「補助金」という。）について、歌志内市補助金等交付規則（昭和51年規則第13号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助金の対象となる団体（以下「団体等」という。）は、町内会・自治会及び市内に活動の拠点を有し、かつ、地域住民を対象に継続的な事業を行う団体とする。ただし、宗教活動及び政治活動を行う団体は除く。

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 地域の住環境を改善する事業
- (2) 地域の自然環境若しくは景観の保全、緑化又は美化を推進する事業
- (3) 地域における生涯学習を推進する事業
- (4) 地域の伝統、文化、特産品等の地域資源を活用し、地域の活性化を図る事業
- (5) 地域の子育て支援又は児童の健全育成を推進する事業
- (6) 地域の障がい者又は高齢者の支援のための事業
- (7) 地域住民の健康づくりを推進する事業
- (8) 地域の防犯、防災等の安全安心な地域づくりを推進する事業
- (9) その他魅力ある地域づくりに関する事業であると市長が認めるもの

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条の事業の実施に必要な経費のうち別表に掲げる経費とする。

- 2 補助対象事業に係る事業収入がある場合には、当該補助対象事業の総事業費から当該事業収入を控除した額を対象に補助対象経費を算定するものとする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内の額とし、10万円を限度とする。

- 2 前項の規定による補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。
- 3 補助金の交付回数は、当該年度において同一団体は原則1回限りとし、補助金を受けられる期間は、同一事業につき3年を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体等は、歌志内市地域づくり活動支援事業補助金交付申請書(別記第1号様式、以下「申請書」という。)を市長に提出するものとする。

(補助金の交付の決定及び通知)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、補助金の交付の適否及び補助金の額について審査をし、適正と認めるときは、補助金の交付決定を行い、歌志内市地域づくり活動支援事業補助金交付決定通知書(別記第2号様式)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の交付決定に当たり、補助金の交付目的を達成するために必要な条件を付すことができる。

(実績報告)

第8条 補助金の交付の決定を受けた団体等は、事業が完了したときは速やかに関係書類を添えて、歌志内市地域づくり活動支援事業補助金実績報告書(別記第3号様式)を市長に提出するものとする。

(補助金の額の通知)

第9条 市長は、前条の報告を受けたときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、当該団体等に対し、歌志内市地域づくり活動支援事業補助金確定通知書(別記第4号様式)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 前条の通知を受けた団体等が補助金の請求をしようとするときは、歌志内市地域づくり活動支援事業補助金請求書(別記第5号様式)を市長に提出するものとする。

(補助金の交付)

第11条 市長は、前条の規定に基づき補助金の請求があったときは、速やかに交付するものとする。

(補助金の返還)

第12条 市長は、補助金の交付を受けた団体等が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 補助金の交付申請を取下げ、又は対象事業の中止を申し出たとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (4) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (5) 前各号のほか、市長が特に必要があると認めるとき。

(事業実績の公表)

第13条 市長は、補助金の額を確定したときは、補助対象事業の内容及び成果等について公表するものと

する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表 (第4条関係)

項目	内容等
報償費	事業の実施に必要と認められる講師への謝金又は専門的技能を有する協力者への謝金
旅費	事業の実施に必要と認められる講師等の交通費及び宿泊費（その額等については、歌志内市職員の旅費に関する条例（昭和32年条例第26号）に基づく歌志内市職員の旅費の例による。）
消耗品費	事業に直接使用する消耗品（印刷用消耗品を含む。）
燃料費	事業に使用する車両又は機械の燃料費
食糧費	事業に参加した者に提供する飲物代（酒類を除く。）
印刷製本費	事業の告知及び広報に必要なチラシ及びポスター、事業の実施に必要な冊子その他の印刷物の作成経費
修繕料	事業に使用する備品等の修繕、部品の取替えのための費用
通信運搬費	事業の実施に必要な郵便代その他の通信又は運搬に係る費用
保険料	事業の実施に必要と認められる参加者の傷害保険料又はその他の保険料
使用料及び賃借料	事業に必要な車両、機械及びその他の物品又は事業に必要な場所の使用料及び賃借料
原材料費	事業に直接必要な原材料費
備品購入費	事業に直接使用する機材及び備品（対象事業費の2 / 3以内）